

御利用にあたって

1 2020年工業統計調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されています。

(3) 調査の期日

令和 2 年 6 月 1 日を調査期日とし、一部項目については平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで（2019 年 1 月から 2019 年 12 月まで）の 1 年間の実績を調査しています。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業員 3 人以下の事業所を除く。）です。

(5) 調査の方法

従業員 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」を、従業員 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査したものです（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除きます。）。

(6) 調査の項目

巻末調査票様式参照

2 主な集計項目の定義

「主な集計項目の定義」内の「令和元年 1 年間」及び「令和元年中」は、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで（2019 年 1 月から 2019 年 12 月まで）の 1 年間を示しています。

(1) 事業所数

令和 2 年 6 月 1 日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、1 区画を占めて主として製造又は加工を行っている場所をいいます。

なお、本書統計表では、工場数として表示してあります。

(2) 産業分類の決定方法

ア 通常の方法

製造品が単品の事業所については、工業統計調査に用いる商品分類表の品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で、産業細分類を決定しています。

また、製造品が複数の事業所については、品目番号の上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の最も大きいもので2桁番号（中分類）を決定しています。次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定して、最終的な産業格付けを行っています。

イ 特殊な方法

鉄鋼業に属する一部の業種については、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しています。

(3) 従業者数

令和2年6月1日現在の数値です。

従業者とは、以下のアからクまでに該当するものをいいます。

本書統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいいます。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{個人事業主及び無給家族従業者} + \text{有給役員} \\ & + \text{常用雇用者（正社員・正職員としている人} \\ & + \text{パート・アルバイトなど）} - \text{送出者} \\ & + \text{出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

ア 個人業主及び無給家族従業者

以下の（ア）、（イ）に該当するものをいいます。

（ア）「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。

（イ）「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。ただし、手伝い程度のものは含まれません。

イ 有給役員

事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

ウ 常用雇用者

以下の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかに該当するものをいい、「正社員・正職員としている人」及び「パート・アルバイトなど」に分けられます。

（ア）期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。

（イ）個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

（ウ）個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主としますが個人業主としなかった他の人。

エ 正社員・正職員としている人

常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

オ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。

カ 出向・派遣受入者

別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

キ 臨時雇用者

「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。

ク 送出者

「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

(4) 現金給与総額

令和元年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計です。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。

(5) 原材料使用額等

原材料使用額等は、令和元年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいます。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連す

る外注費用をいいます。派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まれません。

カ 転売した商品の仕入額とは、令和元年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(6) 製造品出荷額等

令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、令和元年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（平成30年中に出荷したもので、令和元年中に返品され、再出荷したものは除く）

イ 出荷額は、工場出荷金額によっています。

ウ 加工賃収入額とは、令和元年1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

エ その他の収入額とは、上記ア及びウ以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額です。また、原材料を他の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(8) 1日当たり使用水量

令和元年1年間に使用した工業用水総量を操業日数で割った、1日当たり使用水量を集計しています。

ア 公共水道

県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。

(ア) 工業用水道

飲用に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいいます。

(イ) 上水道

一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいいます。

イ 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

ウ その他の淡水

上記のいずれにも属さない水であって、回収水以外の水をいいます。例えば、地表水、伏流水、農業用水路から取水した水及び他の事業所から供給を受けた水などをいいます。

(9) 敷地面積

令和2年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

(10) 有形固定資産額

有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）は、令和元年1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。

ウ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

(11) 内国消費税

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税（旧地方道路税を含む。）の納付税額又は納付すべき税額のことです。

3 算定式

(1) 生産額

ア 従業者 30 人以上の事業所 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 在庫増減額

イ 従業者 29 人以下の事業所 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額

(2) 付加価値額

ア 従業者 30 人以上の事業所 = 製造品出荷額等 + 在庫増減額
- 内国消費税額等 - 原材料使用額等
- 減価償却額

イ 従業者 29 人以下の事業所 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額等
- 原材料使用額等

(3) 有形固定資産投資額

有形固定資産投資額 = 取得額 + 建設仮勘定年間増減額 (増加額 - 減少額)

(4) 実質製造品出荷額等・実質生産額・実質付加価値額

ア A 年実質製造品出荷額 = $\frac{A \text{年製造品出荷額等}}{A \text{年国内企業物価指数}} \times 100$

イ A 年実質生産額 = $\frac{A \text{年生産額}}{A \text{年国内企業物価指数}} \times 100$

ウ A 年実質付加価値額 = $\frac{A \text{年付加価値額}}{A \text{年国内企業物価指数}} \times 100$

※国内企業物価指数 (工業製品) V 参考表参照

4 表章方式

(1) 事業所の従業者規模区分は、令和 2 年 6 月 1 日現在の従業者数です。

(2) 事業所規模区分

ア 小規模工場 従業者数 4 ~ 29 人

イ 中規模工場 従業者数 30 ~ 299 人

ウ 大規模工場 従業者数 300 人以上

(3) 産業分類の表示

結果表は、日本標準産業分類の中分類別に表示していますが、その名称は次のように略称を用いています。

| (産業分類) | (略称) |
|----------------------|--------|
| 09 食料品製造業 | 食料品 |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 飲料・飼料 |
| 11 繊維工業 | 繊維 |
| 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) | 木材・木製品 |

| | | |
|----|--------------------|--------|
| 13 | 家具・装備品製造業 | 家具・装備品 |
| 14 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | パルプ・紙 |
| 15 | 印刷・同関連業 | 印刷 |
| 16 | 化学工業 | 化学 |
| 17 | 石油製品・石炭製品製造業 | 石油・石炭 |
| 18 | プラスチック製品製造業（別掲を除く） | プラスチック |
| 19 | ゴム製品製造業 | ゴム製品 |
| 20 | なめし革・同製品・毛皮製造業 | 皮革製品 |
| 21 | 窯業・土石製品製造業 | 窯業・土石 |
| 22 | 鉄鋼業 | 鉄鋼 |
| 23 | 非鉄金属製造業 | 非鉄金属 |
| 24 | 金属製品製造業 | 金属製品 |
| 25 | はん用機械器具製造業 | はん用機械 |
| 26 | 生産用機械器具製造業 | 生産用機械 |
| 27 | 業務用機械器具製造業 | 業務用機械 |
| 28 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 電子部品 |
| 29 | 電気機械器具製造業 | 電気機械 |
| 30 | 情報通信機械器具製造業 | 情報通信機械 |
| 31 | 輸送用機械器具製造業 | 輸送機械 |
| 32 | その他の製造業 | その他 |

産業分類項目 18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲について

| 製造品名 | 細分類 | 製造品名 | 細分類 |
|---------------|------|------------------|------|
| 家具・装備品 | 13 | ペン・鉛筆・絵画用品・ | |
| プラスチック製版 | 1521 | その他の事務用品 | 326 |
| 写真フィルム（乾板を含む） | 1695 | 装身具、装飾品・ボタン・同関連品 | |
| 手袋 | 2051 | （貴金属・宝石製を除く） | 322 |
| 耐火物 | 215 | かつら | 3229 |
| と石 | 2179 | 漆器 | 3271 |
| 模造真珠 | 2199 | 畳 | 3282 |
| 歯車 | 2531 | うちわ・扇子・ちょうちん | 3283 |
| 目盛りのついた三角定規 | 2739 | ほうき・ブラシ | 3284 |
| 注射筒 | 2741 | 洋傘・和傘・同部分品 | 3289 |
| 義歯 | 2744 | 喫煙用具 | |
| 眼鏡 | 3297 | （貴金属・宝石製を除く） | 3285 |
| 時計側 | 3231 | 魔法瓶 | 3289 |
| 楽器 | 324 | 看板・標識機 | 3292 |
| レコード | 3296 | パレット | 3293 |
| がん具・運動用具 | 325 | モデル・模型 | 3294 |
| | | 工業用模型 | 3295 |

(4) 重化学工業と軽工業の区分

| 重化学工業 | 軽工業 |
|--------|--------|
| 化学 | 食料品 |
| 石油・石炭 | 飲料・飼料 |
| 鉄鋼 | 繊維 |
| 非鉄金属 | 木材・木製品 |
| 金属製品 | 家具・装備品 |
| はん用機械 | パルプ・紙 |
| 生産用機械 | 印刷 |
| 業務用機械 | プラスチック |
| 電子部品 | ゴム製品 |
| 電気機械 | 皮革製品 |
| 情報通信機械 | 窯業・土石 |
| 輸送機械 | その他 |

(5) 記号の区分

- ア 「x」 = 事業所数が2以下の場合、その集計数値を統計法に基づき秘匿したものの。なお、前後の関係から、秘匿数値が判明する場合には、事業所数が3以上の事業所に関する数値についても秘匿としました。
- イ 「-」 = 皆無
- ウ 「△」 = 負数
- エ 「…」 = 不詳
- オ 「*」 = 該当なし
- カ 「0.0」 = 単位未満

5 その他

- (1) 平成 19 年調査では、事業所の補そく作業が行われたこと、また、製造品出荷額以外の「その他収入額」の追加等調査票改正がなされたことにより、時系列に不連続が生じています。
- (2) 本市は、平成 17 年 4 月に西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町と合併をしました。この報告書では、平成 16 年以前は旧豊田市の数値を、平成 17 年以降は新豊田市の数値を掲載しています。
- (3) 平成 23 年工業統計調査は、平成 24 年経済センサス-活動調査の一環として、また、平成 27 年工業統計調査は、平成 28 年経済センサス-活動調査の一環として実施されましたが、調査手法の違いなどから、通常の工業統計調査の結果と連結しない部分があるため、集計をしておりません。
- (4) 平成 29 年工業統計調査から調査期日が 12 月 31 日から 6 月 1 日に変更となったため、平成 29 年以降の調査は、調査年と、製造品出荷額等などの実績年が異なります（平成 29 年工業統計調査の場合は平成 28 年実績）。
- (5) 平成 24 年工業統計調査から、豊田市独自で実施していた従業者 1 人から 3 人の事業所に関する調査及び集計を廃止しました。それ以前の『豊田市の工業』と時系列比較する場合は注意してください。
- (6) この報告書の数値は、地方集計によるものであり、経済産業省の数値とは異なる場合があります。
- (7) 2019 年及び 2020 年工業統計調査は、調査名に西暦が使用されていますが、この報告書では、2019 年及び 2020 年調査の結果を過年度の結果とあわせて表示する場合、年の表記を統一するため、和暦を使用しています。

この報告書についての照会先

豊田市総務部庶務課 統計担当

〒 471-8501 豊田市西町 3 丁目 6 0

TEL 0565(34)6986 (直通)